

○ 農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）第百十二条第五号ニ、第百十三条第三号ハ並びに第百十六号第一項及び第二項の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） 第二条 「略」 2 「略」 3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）とする。 「一・二 略」 三 信用リスク（第五号に規定するもの及び第六号のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項 「イゝハ 略」 ニ 内部格付手法を採用した場合にあつては、次に掲げる事項 「(1)ゝ(3) 略」 (4) 標準的手法が適用されるエクスポージャー（第五項	（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） 第二条 「同上」 2 「同上」 3 「同上」 「一・二 同上」 三 「同上」 「イゝハ 同上」 ニ 「同上」 「(1)ゝ(3) 同上」 「加える。」

に規定する定量的な開示項目のうち、別紙様式第二号第三十八面により作成するものに係るエクスポージャーに限る。）について、次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準

(i) ソブリン向けエクスポージャー

(ii) 金融機関等向けエクスポージャー

(iii) 株式等エクスポージャー

(iv) 購入債権

(v) 事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。）

(vi) 中堅中小企業向けエクスポージャー

(vii) 居住用不動産向けエクスポージャー

(viii) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(ix) その他リテール向けエクスポージャー

(x) 特定貸付債権

(xi) 事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項

「表略」

「四〇八 略」

九 信用リスク・アセットの額の算出対象となっている自己

資本比率告示第五十三条に規定する株式及び株式と同等の

中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第七条

「四〇八 同上」

九 信用リスク・アセットの額の算出対象となっている農林

中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第七条

性質を有するものに対するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

〔十〇十二 略〕

〔4〃7 略〕

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第三条 〔略〕

2 〔略〕

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 〔略〕

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、前条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第三条第一項の」と、「次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。)」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「農林中央金庫全体」とあるのは「連結グループ(自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。)」全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額(自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する場合にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額)」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、

第七項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

〔十〇十二 同上〕

〔4〃7 同上〕

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第三条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 〔同上〕

一 〔同上〕

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、前条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第三条第一項の」と、「次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。)」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「農林中央金庫全体」とあるのは「連結グループ(自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。)」全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額(自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する場合にあつては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額)」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、

同号ニ(4)中「第五項」とあるのは「第四条第四項第二号において読み替えて準用する第五項」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に關与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第十四条各号」とあるのは「第二条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第三号」と、「別紙様式第十号」とあるのは「別紙様式第十一号」と読み替えるものとする。

〔4〕6 略〕

（単体自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項）

第四条 「略」

2 「略」

3 第二条第三項（第三号ニ(4)及び第十一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の」とあるのは「第四条第一項の」と、「第十号及び第十一号」とあるのは「第十一号」と、同項第三号中「第五号に規定するもの」とあるのは「

同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に關与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第十四条各号」とあるのは「第二条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第三号」と、「別紙様式第十号」とあるのは「別紙様式第十一号」と読み替えるものとする。

〔4〕6 同上〕

（単体自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項）

第四条 「同上」

2 「同上」

3 第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の」とあるのは「第四条第一項の」と、「第十号及び第十一号」とあるのは「第十一号」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「半期（四月一日から九月

「カウンターパーティ信用リスク」と、「第六号のリスクに該当するもの」とあるのは「証券化取引に係るリスク」と、同号ニ(4)中「第五項」とあるのは「第四条第四項において読み替えて準用する第五項」と、「別紙様式第二号第三十八面」とあるのは「別紙様式第五号第三十面」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「半期（四月一日から九月三十日までの期間をいう。）の貸借対照表」と読み替えるものとする。

「4・5 略」

（連結自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項

第五条 「略」

2 「略」

3 第二条第三項（第三号ニ(4)及び第十一号に係る部分に限る。）及び第三条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項及び第三条第三項中「第一項の」とあるのは「第五条第一項の」と、第二条第三項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第三号中「第五号に規定するもの」とあるのは「カウンターパーティ信用リスク」と、「第六号のリスクに該当するもの」とあるのは「証券化取引に係るリスク」と、同号ニ(4)中「第五項」とあるのは「第五条第四項において読み替えて準用する第五項」と、「別紙様式第二号第三十八面」と

三十日までの期間をいう。）の貸借対照表」と読み替えるものとする。

「4・5 同上」

（連結自己資本比率を算出する場合における半期の開示事項

第五条 「同上」

2 「同上」

3 第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び第三条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項及び第三条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、第二条第三項中「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「半期（四月一日から九月三十日までの期間をいう。）の連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第三号」と、「別紙様式第十号」とあるのは「別紙様式第十一号」と、第三条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事

あるのは「別紙様式第五号第三十面」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「半期（四月一日から九月三十日まで）の期間をいう。」の連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第三号」と、「別紙様式第十号」とあるのは「別紙様式第十一号」と、第三条第三項中「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

「4・5 略」

項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

「4・5 同上」
